

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○告示

福島県告示第三百四十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により
令和六年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度
を次のとおり公表する。

令和六年度皆伐面積の残存許容限度（単位）同一の単位とされる保安林等の名称

ヘクタール 残存許容限度

福島県知事 内堀 雅雄

宇多川土砂流出防備保安林

五〇九·八
二三八·七

1

新田川水源かん養保安林

七〇一

八

新田川工害防備保安林
精河川水原ハノ委員会

一、七一四·一

四七

請戶川土砂崩壞防備保安林

三

一

木戸川土砂流出防備保安林

卷之三

阿賀川中流土砂流出防備保安林
阿賀川中流防風保安林
阿賀川中流干害防備保安林
只見川下流水源かん養保安林
只見川下流土砂流出防備保安林
只見川下流干害防備保安林
阿賀川上流水源かん養保安林
阿賀川上流土砂流出防備保安林
只見川上流水源かん養保安林
只見川上流土砂流出防備保安林
只見川上流干害防備保安林
只見川上流干害防備保安林
浜通り地区保健保安林
中通り地区保健保安林
会津地区保健保安林

一〇、	三、	六、	四、
五八	〇二	〇三	七九
一〇八	五二	三二	八一
一七六	三四	〇二六	六・
一〇八	四一	七二	九六
一七六	九八	〇八	〇二
一七六	五三七	四一	一八
一〇八	六七二	三二	七九
一〇八	六七二	〇二	六・
一〇八	四一	〇一	二四

(森林保全課)